

## 平成30年度「和歌山県立近代美術館ニュース」

### 紙面デザイン作成業務仕様書

和歌山県立近代美術館

1 業務名 平成30年度「和歌山県立近代美術館ニュース」紙面デザイン作成業務

#### 2 業務内容

(1) 和歌山県立近代美術館ニュースの紙面デザイン作成

ア 作成回数

年4回（各号ともA4版フルカラー、表紙裏表紙も含めて8ページ）

※デザインとは、上記1に示されている「和歌山県立近代美術館ニュース」（以下、「ニュース」という。）の目的を達成するために工夫されたレイアウト、文字組、配列、配色等のことをいう。

イ ニュースの刊行時期

平成30年6月29日（金）、9月28日（金）、12月21日（金）、3月29日（金）を予定。

(2) 作品や資料などの撮影及びその写真の提供

必要に応じて、専門的な技術を要する撮影を行う。最大で年4日程度を要する。

(3) 製作物の磁気媒体による印刷業者への提供

(4) ホームページ等に掲載するためのデータの提供

ニュースを和歌山県立近代美術館（以下、「館」という。）ホームページ等に転載使用できるよう、PDF形式でデータとして館へ提供すること。

#### 3 紙面作成に係る館からの情報提供

(1) 紙面作成に必要な原稿及び写真は、館より提供する。

ただし、2の(2)に該当するものを除く。

(2) 原稿は磁気媒体及び電子データ等で、写真はポジフィルム、電子データ、プリント等で提供する。

※ポジフィルムは入稿後すぐに状態の確認を行い、万が一、紛失又破損した場合は、ポジフィルム借用先又は館の要求する費用弁償の一切を負うこと。フィルム収納袋に一切の書込みは行わず、剥がすのが困難なシール類の貼付けは行わないこと。

※磁気媒体のソフトは館が使用する形式もしくはテキストファイルで提供する。

#### 4 特記事項

(1) 印刷物デザイン製作の企画及び運営能力が高く、十分な経験、実績を有していること。

(2) 面談による打合せ協議を重視する。したがって、館の職員の求めに応じ、速やかに館に来ることができる県内地域に、デザイナー等が常駐する事務所を有すること。

(3) 館の職員の指示により、2種類以上のデザイン案の作成を行い、必要に応じて速やかに変更案を作成できること。

ア 紙面デザインを5日間で行う能力を有し、デザイン案完成日を厳守できること。

イ 館の職員の指示により、紙面デザインの修正等に優先的に取り組む社内体制が組めること。

(4) 製作物を磁気媒体で印刷業者に提供できる能力を有すること。

(5) 専門的な技術を要する写真撮影に、年間4回程度プロカメラマンを手配できること。

(6) 文字校正、色校正は、館の職員とともに行い、専門家としての立場から助言を行う能力と責任を有すること。

(7) 製作物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、製作物の引渡しをもって和歌山県に譲渡されるものとし、著作権者は、製作物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

(8) 館は提出されたデータを自由に再利用できるものとする。

(9) 上記に定めるその他の事項については、館と協議のうえ、決定するものとする。

#### 5 印刷業者へのデータ納入期限

納入期限は下記までとする。

(1) 平成30年 6月 8日（金）

(2) 平成30年 9月 7日（金）

(3) 平成30年11月30日（金）

(4) 平成31年 3月 8日（金）

#### 6 納入場所 和歌山県立近代美術館

7 その他 上記に定めのないその他の事項については、館と協議のうえ決定するものとする。